

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：生活文化局

機関名称	東京都消費生活対策審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	東京都消費生活条例第45条
設置年月日	1961-10-04
機関の目的・所掌内容	都民の消費生活の安定・向上に関する基本的事項について、知事の諮問等に応じ、調査、審議し、答申する。
委員数	27 名 (うち、女性委員数 15 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/hourei/singi/
問い合わせ先	生活文化局 消費生活部 企画調整課 電話番号：03-5388-3069